

平成30年度高等部入学選考に係る教育相談実施要項

岩手県立一関清明支援学校 高等部

- 1 期 間 平成29年9月1日（金）～12月14日（木）
- 2 対 象 平成30年度本校高等部入学選考に志願しようとする者で、学校教育法施行令第22条の3に該当する者。

学校教育法施行令第22条の3

知的障害者

- 一 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの
- 二 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

肢体不自由者

- 一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの
- 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの

病弱者

- 一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの
- 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

※あすなろ分教室は上記病弱者・肢体不自由者であって、岩手病院あすなろ療育園に入所する者、または平成30年3月末までに入所予定の者。

- 3 申し込み 下記の各校舎担当まで電話にてご連絡ください。その際に実施日時等の調整をいたします。

<申し込み先>	○本校舎高等部	○あすなろ分教室高等部
	0191-33-1644	0191-25-3210
	担当：北島・藤澤・鎌田	担当：中塚・松野

4 その他

- ① 本校舎高等部の教育相談にあたっては、同封の「教育相談個票」を担当が記入し、実施日前に郵送または直接持参にてご提出をお願いします。

<郵送先> 〒021-0041 一関市赤荻字上台96番5 一関清明支援学校高等部

※「教育相談個票」に検査結果記入欄がありますが、知的障がい学級及び重複障害学級への出願の際は、出願書類に1年程度以内の検査結果記入欄があります。

- ② あすなろ分教室の教育相談の際は、同封の「教育相談申込票」の提出をお願いします。
- ③ 個別の支援計画を作成している場合は、その写しをご持参ください。
- ④ 学校見学は随時実施しておりますので、見学を希望される際は電話で連絡ください。